
監 査 委 員

20年監査公表第7号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年 5月13日

京都府監査委員 田 坂 幾 太
同 小 巻 實 司
同 村 山 佳 也

住民監査請求に係る監査結果**第1 監査の請求****1 請求書の提出**

請求人 から平成20年3月5日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人**3 請求の要旨**

請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 府民労働部（現在は府民生活部。以下同じ。）作成「平成18年度高等学校等奨学金償還対策資金支給に係る制度適用判定結果」によると、京都府（以下「府」という。）は、平成18年度高等学校等奨学金償還対策事業費（以下「償還対策事業費」という。）として、3億5,390万8,853円を支出した。また、平成19年度の歳入歳出予算説明書によると、償還対策事業費として、3億7,983万5,000円の予算が計上されている。

イ 償還対策事業費とは、本来貸与制である地域改善対策修学奨励金（以下「同和奨学金」という。）を府から借り受けた者（以下「借受者」という。）のうち国の返還免除基準による返還免除者（以下「返還免除者」という。）を除く者（以下「要返還者」という。）に代わって返済するため、要返還者に対し、高等学校等奨学金

償還対策資金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に基づき支給される償還対策資金（以下「償還資金」という。）に係る費用のことである。府は、平成15年度まで要返還者の所得状況に関わりなく20年間にわたって全員の返済を肩代わりしてきた。平成16年度より同年度以降に貸し付けた同和奨学金についてのみ所得基準に基づいて、償還資金を支給するよう制度を変更したが、平成15年度までに貸し付けた同和奨学金の返済は、これまで同様、無審査で、全員分の肩代わりを継続している。また、平成18年度の償還資金支給の際の所得判定では、所得判定対象者全員（返還免除者を除く。）が償還資金支給対象者（以下「支給対象者」という。）となった。つまり、所得基準導入後も全員の返済を肩代わりしている実態は変わっておらず、所得基準自体、行政の裁量権を著しく逸脱するものである。

ウ 以上のとおり、平成15年度までに貸し付けた同和奨学金に対して全額償還資金で返済を肩代わりしている運用実態は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第2条及び法第2条第14項は言うまでもなく、貸与制であることを定めた同和奨学金制度実施の根拠となる地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号。以下「地对財特法」という。）及び同法施行令（昭和62年政令第102号）の規定に反する違法なものである。また、平成16年度より導入された所得基準に基づく償還資金の支給も、従来同様、違法なものである。

上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

- ・府民労働部作成「平成18年度高等学校等奨学金償還対策資金支給に係る制度適用判定結果」
- ・平成19年度歳入歳出予算説明書

(2) 請求人の措置請求

ア 平成18年度の償還対策事業費の支出（以下「平成18年度支出」という。）決定を行った職員に対し、その同額を府に返還することを求めるよう知事に勧告することを求める。

イ 平成19年度の償還対策事業費の支出（以下「平成19年度支出」という。）を差し止めるよう知事に勧告することを求める。

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 平成18年度支出が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。
- (2) 今後予定されている平成19年度支出が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。

2 監査対象部局

府民労働部人権啓発推進室（以下「人権啓発推進室」という。）

第4 監査委員の除斥について

本件請求の監査において、道林監査委員は、法第199条の2の規定により除斥された。

第5 請求人の証拠の提出及び陳述

- 1 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成20年4月4日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認め、人権啓発推進室職員5名が立ち会った。
- 2 当日は、請求人 が出席し、請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

- (1) 既に2年前の平成18年3月に今回と同趣旨の監査請求をし、その監査結果は出ている。今回改めて住民監査請求を行うのは、最近京都市では同和奨学金の肩代わりの予算について、平成20年度予算には計上せず、平成19年度予算に計上されている2億9,500万円は執行停止する旨発表されており、この2年間でだいぶ事態が変わってきていることから、償還対策事業費の平成18年度支出の返還及び平成19年度支出の差止めを求めることとした。
- (2) 請求内容については監査請求書のとおりであるが、本来貸与制である同和奨学金について、いわゆる肩代わりが20年にわたって行われている。逼迫した地方財政の状況は府も例外ではなく、税の無駄使いという観点から、今後の継続について、どこかで歯止めをかけないといけないのではないかと。2年前の監査結果と同じことがまたも踏襲されるのでは、監査委員そのものが問われるのではないかと。それが今回の監査請求の焦点と考えている。

第6 関係執行機関の陳述

- 1 人権啓発推進室の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認め、請求人 が出席し、請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。
- 2 人権啓発推進室職員5名が出席し、人権啓発推進室長が請求の要旨に対する以下の趣旨の陳述を行った。
 - (1) 平成18年度の償還対策事業費は、予算に基づき3億5,390万8,853円を支出し、平成19年度予算にも必要な償還対策事業費を計上している。
 - (2) 同和対策としての奨学金制度については、昭和36年度に府単費の高等学校等修学奨学金給付制度を、更に昭和

42年度には大学等修学奨学金給付制度を創設して以降、昭和44年度からは同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号。以下「特別措置法」という。）に基づく国の補助制度も導入しながら、同和問題の解決にとって重要な課題である教育の機会均等を保障するために取り組んできたものである。なお、地対財特法が失効した平成13年度をもって、新規の同和奨学金の貸付けは廃止した。

- (3) この間、国の補助制度に係る大学奨学金が昭和57年度に、また、高校奨学金が昭和62年度に、それまでの給付制から貸与制に変更されたことを受け、府でもそれぞれ同年度から貸与制の事業として要綱を定め、また実際の資金の動きも貸与という仕組みの中で実施してきたところであり、地対財特法等法令の趣旨に反した運用はしていない。
- (4) 国の補助制度が給付制から貸与制に変更された際に、なお進学率格差が認められる状態であったことから、従前の給付制の奨学金制度を後退させないことが必要であると判断し、更に府内の市町村や関係住民等から給付制の継続について強い要望があったことなども踏まえ、府は独自に支給要綱を定め、要返還者に対して返還金相当額を支給することにより実質給付となるよう運用を行い、同和奨学金の返還を支援してきた。
なお、京都地方裁判所（以下「京都地裁」という。）において、国庫補助の対象事業が貸与制の同和奨学金に限られていることをもって、独立した補助金事業として同和奨学金の返還を補助するなどの施策を行うことが違法となるものでない旨の司法判断が示されている。
- (5) こうした取組が、同和地区関係者の進学率の向上や就労の安定等につながり、同和問題解決のための中心的課題である教育の機会均等や就労の保障等に大きな役割を果たしてきたものと考えらる。
- (6) 同和奨学金と償還資金を組み合わせることで、実質給付の奨学金制度として運用してきたものであり、一体の制度としては平成13年度（経過措置分にあつては平成17年度）までの奨学金貸与分にて終了したものの、償還資金の支出自体は20年間の分割返済に対応するため、その後も継続している。
- (7) 現在実施している償還資金の支給は、貸付けをする時に奨学生本人や保護者に対して説明・約束した「府にはこの制度があるので将来の返還の心配をせずに安心して進学してほしい」との約束を履行していくいわば「過去の精算」を行う事業であり、今後とも予算化に努め借受者の信頼に配慮していくことが府として必要であると考えている。
- (8) 平成14年度以降は、同和対策の残務処理事業と位置付け、償還対策事業費を同和事業整理費として予算化し執行している。執行に当たっては、国の返還免除基準に基づき5年ごとに所得調査を行い、基準額（生活保護基準の1.5倍）以下の収入であるかを審査した上で、基準額を超えている要返還者に対して償還資金を支給している。
- (9) 平成16年の要綱改正については、京都市が「自立促進援助金制度」に所得基準を導入したことなどを踏まえて行ったが、既に経過措置期間中であり、実質給付との説明を受けた借受者のみが対象者であったため、実質給付の考えを基本的に変えるものではなく、将来一定以上の高い所得を得るに至った者には自力で償還してもらうように、平成16年度以降の奨学金貸与分の返還から、一定の基準額を超えた所得のある要返還者には償還資金を支給しないこととしたものである。
- (10) 償還対策事業費の支出は、府一般会計予算に計上された予算から支給要綱に基づく手続を経て適正になされている。また、府議会においても、府は、これまでから予算委員会や決算委員会等で制度の趣旨や実施状況等について説明を行い、その当否について議論された上で、予算及び決算の承認を得ている。
- (11) 本件請求とほぼ同様の趣旨・論点で提起された住民訴訟において、京都地裁は、平成19年9月及び同年11月に、実質給付の同和奨学金の貸付当時の運用、その後の必要性・合理性の推移、借受者の信頼への配慮、府議会における議論状況、更に償還資金は市町教育長等が代理人となっているため流用の危険がないこと等から、府が当該借受人や保護者の行政に対する信頼に配慮し、償還資金支給の約束を実行すべく従前どおり資力要件を設けずに一律に償還資金を支給することについて、過去の同和事業の清算方法として認められる旨の判決を示し、府の主張を全面的に認めている。この点、京都市の自立促進援助金の支出が違法と判断されているのと大きく事情を異にする。
- (12) 平成19年度支出についても、これまでと同様に、支給要綱に基づいて、所定の手続を行い適切に支出するものである。

第7 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の実施は、関係書類を調査するとともに、人権啓発推進室からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 同和奨学金について

同和奨学金制度については、当初は府単費の給付制度として実施されてきたものであるが、昭和44年度からは

特別措置法に基づく国の補助制度も導入しながら実施されてきた。

国の補助制度は、当初は給付制であったが、その後、貸与制に変更された。その際、府においても同和奨学金制度を貸与制に改めた。

その後、同和奨学金の制度は、地対財特法が平成13年度末をもって失効した際、在校生に対する経過措置を講じた上で、国制度どおりに廃止された。なお、経過措置も平成17年度末で終了している。

(2) 償還対策事業について

ア 償還対策事業の創設について

府は、国の補助制度が給付制から貸与制に変更された際、その時点における進学率格差の状況や府内市町村、関係住民等からの強い要望なども踏まえ、従前の給付制を後退させないことが必要であると判断し、同和奨学金の制度とは別に、府独自に一般財源による補助事業として償還対策事業を創設し、支給要綱を定め、要返還者に対して返還金相当額を償還資金として支給することで、実質給付を維持することとした。

この点、同和奨学金の返還を前提として、生活実態等から返還困難であり支援が必要と認められた場合にのみ自立促進援助金を支給している京都市の制度とは、基本的な考え方や仕組みが異なる。

イ 償還資金の支給の仕組みについて

同和奨学金の返還と償還資金の支給の仕組みは、概ね別紙の から までのとおりである。

の「請書提出」は、借受者が卒業時に府に提出するもので、その内容は、返還免除事由に該当するかどうかを判断するための所得調査に関する同意並びに返還免除者に該当しない場合は府から支給される償還資金を貸付金の返還金に充当すること及びその手続を代理人として市町村長又は市町村教育長に委任することについて同意するものである。

の「所得調査」は、地域改善対策修学奨励金の返還の免除に関する条例（昭和58年京都府条例第29号。以下「返還免除条例」という。）に基づき、府が国の基準どおり借受者が卒業した年の翌年度、その後5年ごとに合計4回、市町村の協力を得て実施するものである。所得調査の結果、借受者の属する世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下の収入であれば、返還免除者に決定し、向こう5年間、毎年の返還額を免除することになる。

の「償還資金の支給」は、要返還者に対して、向こう5年間、毎年返還に必要な額を償還資金として支給するもので、具体的には、借受者から委任を受けた代理人により府に対し償還資金の支給申請書が提出され、審査の後、府が償還資金の支給決定を行い、府から代理人に償還資金が支払われるものである。

の「貸付金の返還」は、償還資金を受領した代理人が、受領後直ちに同額を府に対し借受者に係る貸付金の返還金として納入するものである。

の「国庫補助金相当額の返還」は、貸付金の財源の3分の2は国庫補助を受けたものであるため、府に納入された返還金の3分の2相当額を国に返還するものである。

ウ 平成16年の要綱改正について

府は、制度の基本的な考え方である実質給付を維持しつつも、平成16年に新たな償還資金の支給基準を設け、一定の基準額を超えた所得のある要返還者には償還資金を支給しないよう要綱改正を行い、直近の貸付分である平成16年度貸付分の返還から適用している。

エ 施策効果について

同和奨学金の貸与及び償還資金の支給により教育の機会均等を保障することで進学率の向上等を図る府の施策目標に関し、これまでの進学率の推移については、次のとおりである。

(ア) 償還対策事業を創設した昭和59年3月当時の高校進学率は府全体が92.6%、同和地区が83.0%であり、9.6ポイントの格差があった。また、同じ時期の大学進学率は府全体が31.9%、同和地区が20.9%であり、11ポイントの格差があった。

(イ) 償還資金の支給により、実質給付制を維持してきた結果、地対財特法が失効した平成14年3月末では、高校進学率は府全体が95.9%、同和地区が93.2%で格差は2.7ポイント、大学進学率は府全体が49.9%、同和地区が45.2%で格差は4.7ポイントといずれも縮小しており、一定の成果が認められる。

オ 平成18年度支出について

(ア) 平成18年度において、返還免除条例に基づく所得調査の対象となった者（以下「調査対象者」という。）は、平成17年度、平成12年度、平成7年度及び平成2年度に卒業等をした者の計1,400人であり、所得調査の結果、返還免除者は494人、要返還者は906人であった。

なお、平成18年度の調査対象者のうち平成16年の要綱改正による支給基準（以下「支給基準」という。）適用分の借受者は、平成17年度に卒業等をした者の12人であり、所得調査の結果、返還免除者は4人、要返還者は8人であったが、要返還者全員が支給基準にある所得基準以下の所得であった。

したがって、平成18年度の所得調査の結果、要返還者となった906人全員が、平成18年度から平成22年度までの5年間支給対象者となった。

(イ) 平成18年度の支給対象者は、平成14年度から平成18年度までの5年間の所得調査の結果、4,259人であり、

償還資金の支給総額は、3億5,390万8,853円であった。

なお、支給基準適用分の借受者127人のうち平成18年度の支給対象者は、返還免除者を除く要返還者76人であった。

- (ウ) 平成18年度の償還対策事業費は、平成18年2月府議会において3億5,877万7,000円（平成19年2月府議会において486万8,000円を減額補正し3億5,390万9,000円）の予算が議決され、支給要綱に基づき平成19年3月6日に支給決定された上、平成19年5月9日に精算払で支給対象者の代理人に支出されており、適正に執行されたことが認められた。

なお、平成18年度の代理人22人に対する償還資金の支給決定額の内訳は、別表第1のとおりである。

カ 平成19年度支出について

- (ア) 平成19年度において、返還免除条例に基づく調査対象者は、平成13年度、平成8年度及び平成3年度に卒業等をした者の計1,510人であり、所得調査の結果、返還免除者は339人、要返還者は1,171人であった。

なお、平成19年度の調査対象者には支給基準適用分の借受者は該当しないため、平成19年度の所得調査の結果、要返還者となった1,171人全員が平成19年度から平成23年度までの5年間支給対象者となった。

- (イ) 平成19年度の支給対象者は、平成15年度から平成19年度までの5年間の所得調査の結果、4,573人であり、償還資金の支給総額は、3億7,620万1,615円と見込まれている。

なお、支給基準適用分の借受者127人のうち平成19年度の支給対象者は、平成18年度と同様である。

- (ウ) 平成19年度の償還対策事業費は、平成19年2月府議会において3億7,906万1,000円（平成20年2月府議会において285万9,000円を減額補正し3億7,620万2,000円）の予算が議決され、支給要綱に基づき平成20年3月21日に支給決定されたが、現在のところ支出はされていない。

なお、平成19年度の代理人20人に対する償還資金の支給決定額の内訳は、別表第2のとおりである。

(3) これまでの監査結果等について

これまで平成16年12月及び平成18年3月に本件請求と同様の趣旨の住民監査請求があったが、請求を棄却又は却下する監査結果となっている。また、これらの監査結果を受けて、2件の住民訴訟が京都地裁に提起され、平成19年9月及び同年11月に、いずれも府の主張を認め原告の請求を棄却又は却下する判決が出されている。

2 判断

上記事実関係により本件監査の判断は次のとおりである。

- (1) 普通地方公共団体は、法第232条の2の規定により、その公益上必要がある場合は、補助をすることができる。

公益上必要があるか否かは、当該地方公共団体の長や議会が、個々の事例に即して、社会的、地域の諸事情を総合的かつ合理的に勘案して判断すべきものであり、その限りにおいて相当広範な裁量が認められるところであるが、一方でその裁量権の行使が恣意的でその逸脱の程度が著しい場合には、違法又は不当の状態が生じるとされている。

- (2) 償還対策事業費の支出については、同和奨学金の制度的変遷を踏まえつつ、これとは別個に府独自の一般財源による補助事業として実施されてきているものであり、法第232条の2に規定する補助に該当するが、これまで同和奨学金の制度と補完し合い実質給付が維持されることで、同和地区の教育の機会均等に寄与しており、公益性を有するものと認められる。

なお、同一事業であっても、社会状況等が変われば、その公益性についても変化することは言うまでもなく、償還対策事業費については、平成16年に要綱改正がされ、実質給付を維持しつつも、支給対象者の要件として一定の所得基準が設けられたところである。

- (3) 地対財特法との関係については、償還対策事業費の支出は、上記(2)のとおり、同和奨学金制度とは別個の府独自の補助事業として償還資金を支給している以上、地対財特法の規定をもって違法な支出であるとは認められない。

- (4) 府は、これまで同和奨学金と償還資金との組み合わせにより、実質給付として運用してきたところであり、同和奨学金の貸付けは平成13年度（経過措置分にあつては平成17年度）で終了したものの、20年間の分割返済に対応するため、同和对策の残務処理事業と位置付け、償還資金の支給を予算化し執行している。

実質給付を前提としたこれまでの運用において、府と借受者や代理人との間に形成されてきた関係については、信義則上最大限尊重されなければならないものであり、借受者等の府政に対する信頼に配慮し、予測外の不利益が及ばないような運用がなされることが強く要請されていることは理解できるところである。

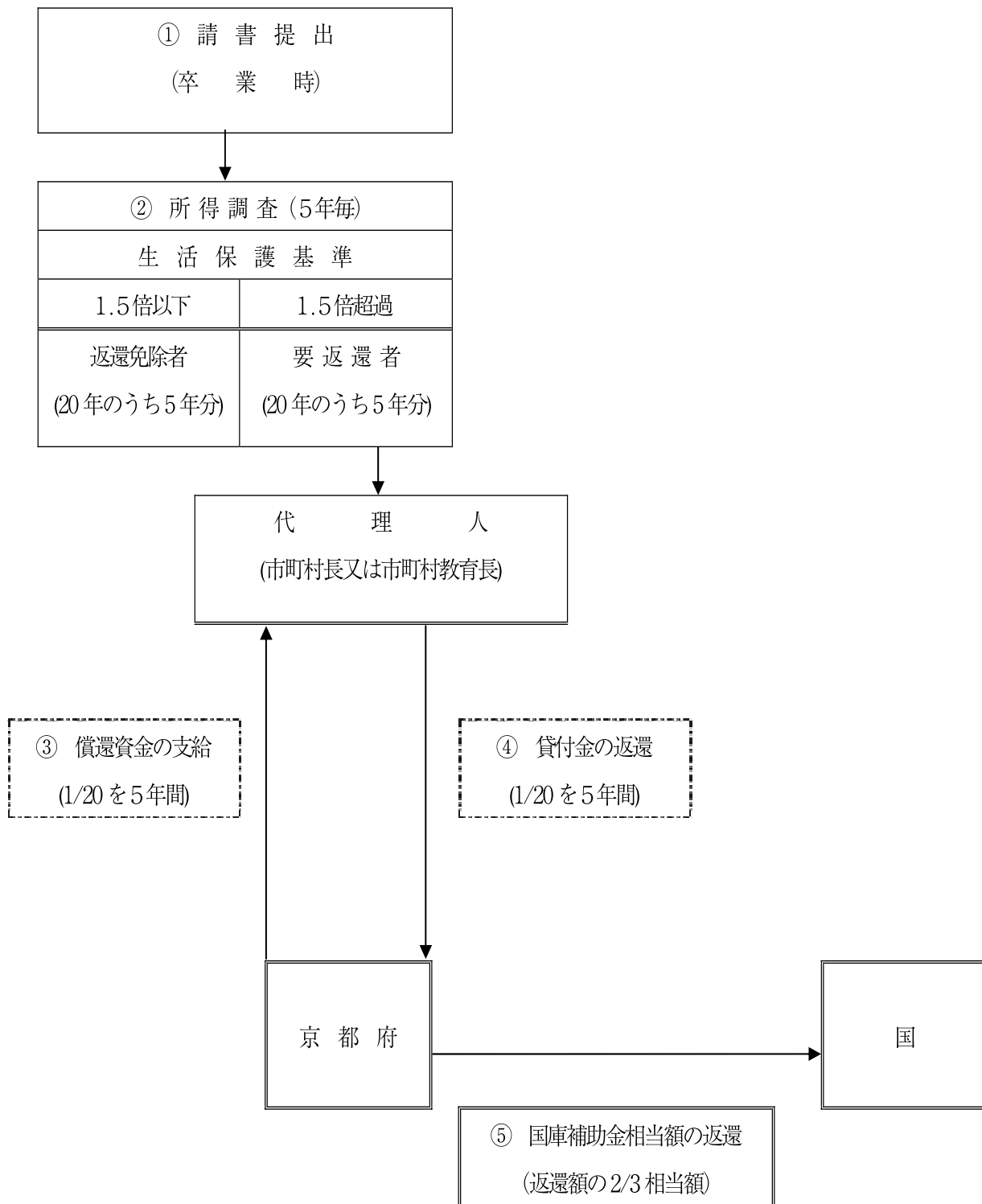
- (5) 本件監査の対象とした平成18年度支出については、上記の内容に加え、府議会の議決も経て予算措置がされ、支給要綱を根拠に適切に支出されたものであり、予算執行の見地からも特段の瑕疵若しくは合理性を欠く事実は見い出せなかった。

また、今後予定されている平成19年度支出についても、既に府議会の議決を経て予算措置がされ、支給要綱を根拠に適切に支給決定されている。

以上のことから、平成18年度支出については、公益上必要があるとの判断が裁量権を逸脱し、又は濫用したものは認められず、返還を求めるまでの違法又は不当とするに足りる事由は認められない。

また、平成19年度支出についても、平成18年度支出と同様、差止めを求めるまでの違法又は不当とするに足りる事由は認められない。

別紙



- 1 同和奨学金の償還期間は20年
- 2 府は、返還免除のための所得調査を5年ごとに4回実施(卒業した年の翌年度、6年目、11年目、16年目)
- 3 所得調査の結果、要返還者に貸与総額の1/20を償還資金として向こう5年間支給

別表第 1

平成18年度高等学校等奨学金償還対策資金支給内訳

(人数：人、金額：円)

決定 番号	市町名	支給対象者代理人名	支給決定額		左 記 の 内 訳			
					高 校		大 学	
			人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
1	長岡京市	長岡京市教育委員会教育長	193	20,040,366	109	5,909,783	84	14,130,583
2	宇治市	宇 治 市長	90	8,042,194	56	2,403,548	34	5,638,646
3	八幡市	八 幡 市長	561	49,401,102	367	16,103,451	194	33,297,651
4	京田辺市	京田辺市長	146	11,307,267	103	3,885,109	43	7,422,158
5	井手町	井 手 町長	346	25,748,786	249	10,635,320	97	15,113,466
6	木津町	木 津 町教育委員会教育長	45	4,152,565	27	1,052,043	18	3,100,522
7	加茂町	加 茂 町教育委員会教育長	47	3,717,882	34	1,374,561	13	2,343,321
8	笠置町	笠 置 町長	57	4,497,475	39	1,779,947	18	2,717,528
9	和束町	和 束 町教育委員会教育長	150	11,423,520	107	4,099,364	43	7,324,156
10	精華町	精 華 町教育委員会教育長	91	8,069,191	59	2,583,270	32	5,485,921
11	亀岡市	亀 岡 市教育委員会教育長	374	32,180,441	233	8,983,751	141	23,196,690
12	南丹市	南 丹 市教育委員会教育長	459	41,792,588	277	10,377,783	182	31,414,805
13	京丹波町	京丹波町教育委員会教育長	166	13,350,992	112	3,978,489	54	9,372,503
14	綾部市	綾 部 市教育委員会教育長	338	27,965,431	219	9,348,705	119	18,616,726
15	福知山市	福知山市教育委員会教育長	622	54,067,315	415	20,105,337	207	33,961,978
16	舞鶴市	舞 鶴 市教育委員会教育長	326	20,804,591	260	11,167,289	66	9,637,302
17	宮津市	宮 津 市長	73	5,943,134	49	2,047,955	24	3,895,179
18	与謝野町	与謝野町長	53	4,000,466	34	1,122,980	19	2,877,486
19	京丹後市	京丹後市長	114	6,752,473	90	3,001,920	24	3,750,553
20	向日市	向 日 市長	2	222,505	1	40,755	1	181,750
21	城陽市	城 陽 市教育委員会教育長	5	375,769	3	179,199	2	196,570
22	山城町	山 城 町長	1	52,800	1	52,800	0	0
		計	4,259	353,908,853	2,844	120,233,359	1,415	233,675,494

別表第 2

平成19年度高等学校等奨学金償還対策資金支給内訳(予定)

(人数：人、金額：円)

決定 番号	市町名	支給対象者代理人名	支給決定額		左 記 の 内 訳			
					高 校		大 学	
			人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
1	長岡京市	長岡京市教育委員会教育長	188	19,890,394	104	5,680,968	84	14,209,426
2	向日市	向 日 市長	2	222,505	1	40,755	1	181,750
3	宇治市	宇 治 市長	101	9,059,666	63	2,743,495	38	6,316,171
4	八幡市	八 幡 市長	622	52,244,699	424	18,386,327	198	33,858,372
5	京田辺市	京田辺市長	150	11,644,545	106	4,024,752	44	7,619,793
6	井手町	井 手 町長	367	27,609,239	262	11,098,032	105	16,511,207
7	城陽市	城 陽 市教育委員会教育長	6	427,369	4	230,799	2	196,570
8	木津川市	木津川市教育委員会教育長	98	8,130,534	67	2,686,691	31	5,443,843
9	笠置町	笠 置 町長	65	5,436,440	43	2,084,845	22	3,351,595

10	和束町	和束町教育委員会教育長	151	11,664,317	107	4,140,116	44	7,524,201
11	精華町	精華町教育委員会教育長	97	8,359,817	65	2,873,896	32	5,485,921
12	亀岡市	亀岡市教育委員会教育長	407	34,315,894	259	10,130,651	148	24,185,243
13	南丹市	南丹市教育委員会教育長	496	44,718,258	302	11,311,517	194	33,406,741
14	京丹波町	京丹波町教育委員会教育長	181	14,576,222	122	4,440,030	59	10,136,192
15	綾部市	綾部市教育委員会教育長	341	28,569,118	219	9,288,871	122	19,280,247
16	舞鶴市	舞鶴市教育委員会教育長	349	22,192,849	281	12,229,485	68	9,963,364
17	福知山市	福知山市教育委員会教育長	690	58,989,653	467	22,696,100	223	36,293,553
18	宮津市	宮津市長	80	6,329,171	54	2,209,042	26	4,120,129
19	与謝野町	与謝野町長	56	4,038,974	38	1,292,523	18	2,746,451
20	京丹後市	京丹後市長	126	7,781,951	97	3,268,789	29	4,513,162
計			4,573	376,201,615	3,085	130,857,684	1,488	245,343,931